

報酬規定

役員及び評議員の費用弁償について

定款第 8 条 2 項及び定款第 13 条 10 項の費用弁償について次のとおり定める。

当法人の理事会、評議員会の出席に際し交通費・日当として次のとおり支給する。

1. 1 日につき 10,000 円。
2. この規定は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
3. この規定は平成 23 年 4 月 1 日から改定する。